

天津大野木マイツニューズレター

07年新春号

2007年1月31日 担当：安達 友信

交際接待費、福利厚生費の取り扱いについて

西暦では2007年の新年を迎えておりますが、ここ中国では旧暦の正月（今年は2月18日）を新年として祝いますので、今はまさに年末。街中も徐々に年末ムードになりつつあります。これから会社の忘年会を開催したりローカル系の取引先等への年末の挨拶に出向かれるという会社も多いのではないのでしょうか？

そこで今回は忘年会費や贈答品等の費用が発生した場合の税務上の取り扱いについて解説いたします。

1. 交際費について

交際接待費については、企業の生産経営に関わる交際接待費で、確実な記録又は帳票がある場合に限り、下記の区分ごとに定められた損金算入限度額（税務上費用として認められる限度額）内で損金算入が認められています。

(1) 製造業の損金算入限度額

年間製品純売上高が1,500万元以下の場合・・・製品純売上高の0.5%

年間製品純売上高が1,500万元超の場合・・・(年間製品純売上高 - 1,500万元) × 0.3% + 7万5千元

(2) その他の業種（商業、サービス業その他）の損金算入限度額

年間業務収入総額が500万元以下の場合・・・業務収入総額の1%

年間業務収入総額が500万元超の場合・・・(年間業務収入総額 - 500万元) × 0.5% + 5万元

具体的に交際費に該当するか否かについて実際は税務局の個別認定になる可能性が高いですが、一般的には飲食代や贈答品代は交際費として認定されます。また、董事会費用（ ）名目で処理されている飲食代や贈答品代についても実質的に接待交際のためであるものは交際費として認定されます。

() 董事会開催に要する旅費交通費・宿泊費・食費等は実際発生額が損金算入されます。

(3) 贈答品に対する源泉徴収義務

贈答品を受け取った個人は一時所得として個人所得税の課税対象となり、収入金額に対し20%の税率で課税されます。また、会社は源泉徴収義務者として、当該個人所得税を源泉徴収し納税する義務がありますので注意が必要です。

2. 福利厚生費について

従業員の福利厚生のために支出した費用についても、以下の通り損金算入限度額が設けられています。

損金算入限度額 = 損金算入可能年間従業員給与総額の14%

会社が食堂を用意し従業員に食事を提供している場合にも、一般的に当該食堂の運営費は福利厚生費と認定されます。

それぞれ税務上の損金算入限度額を超えた場合、超えた金額は税務上費用としては認められず税務上の所得（利益）に加算され、会社の適用税率（15%～33%：企業所得税）で課税されますので、過剰な接待や福利厚生待遇がある場合、実際の支出以上のコストがかかる可能性があることにご留意ください。

(完)